　　茨城県営都市公園における小型無人飛行機（ドローン等）の取扱いについて

（平成27年６月25日　茨城県土木部都市局公園街路課長決裁）

（改正令和２年６月30日）

１　趣　旨

　小型無人飛行機（ラジコン，ドローン等）（以下「ドローン等」という。）については，多方面での利活用が期待される一方で，無秩序な使用などで公園利用者の安全を脅かすことや，施設の破損等について危惧されている。

　このため，茨城県営都市公園におけるドローン等の取扱いについて，必要な事項を，以下のとおり定めることとする。

２　取扱方針

　（１）ドローン等の使用方針

①　県営都市公園においては，ドローン等を「許可（※）なく使用すること」を禁止する。

　　但し，災害時支援業務として茨城県から要請を受けた場合の使用については，この限りでない。

　　その際は，使用した後速やかに書面でその旨を報告するものとする。

②　上記①の許可については，業としての使用などに限定せず，一般の使用においても，事前に届け出し，遵守事項を承諾したうえで，公園管理者が茨城県都市公園条例（以下「条例」という。）第５条第11号に規定する「都市公園の管理に支障のある行為」に該当しないと確認できれば，使用を認めることとする。

また，条例第３条に該当する行為のなかでのドローン等の使用は，「行為の許可」により使用を認めることとする（条例第３条の許可申請と併せてドローン等の使用についての届け出を要する。）。

※　上記①の許可とは，条例第５条第11号に規定する「都市公園の管理に支障のある行為」に該当しないことを確認することと，条例第３条に基づく「行為の許可」を便宜上総称したものをいう。

　（２）許可の手続

・許可の流れは（別紙），使用届は（別紙様式）のとおりとする。

・公園管理者は，別紙に掲げる許可要件及び遵守事項のほか，必要に応じて，追加の許可要件及び遵守事項を設定することができるものとする。

・公園管理者は，使用内容が許可要件に合致するかどうかを審査し，要件に合致する場合は，使用届受領（受付印押印）のうえ，その写しを使用者に発行することとする。

　（３）使用の中止

上記①の許可で使用を認めた場合であっても，条例第５条第11号に規定する「都市公園の管理に支障のある行為」に該当すると判断された場合は，使用者に使用の即時中止を求めることとする。

（４）公園利用者への周知

・公園利用者に対し，張り紙等の掲示により，「ドローン等を許可なく使用することはできない」ことを周知する。

・掲示場所は，公園出入口，掲示板並びに人混み及びドローン等の使用が想定される箇所とする。

３　その他

　本取扱いは茨城県営都市公園において，航空法（昭和27年７月15日法律第231号 最終改正令和元年６月19日法律第38号）によるドローン等に関する規制のほか管理上必要な規制を定めるものであり，法改正等に基づき必要が生じた場合は，取扱いを見直すものとする。

付則

　平成27年6月25日から施行する。

付則

　平成27年12月10日から施行する。

付則

　　平成29年６月30日から施行する。

付則

　令和２年６月30日から施行する。